

令和元年5月20日

令和元年 第11回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

第55号 選挙人名簿から抹消する者について

第56号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

第57号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

第58号 選挙人名簿の登録を行う日について

議案第55号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和元年5月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

- 1 死亡により抹消する者の数
169人
- 2 市外へ転出後4箇月を経過したことにより抹消する者の数
354人
- 3 抹消する者の氏名等
抹消者名簿のとおり
- 4 抹消年月日
令和元年5月20日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外

南区
選挙人名簿登録者数調

投票区	平成31年4月19日			抹消									移替						年月日 令和元年5月20日			在外選挙人登録者数																				
	登録者数			死亡			転出			抹消者計			登録			抹消			新規登録者数			登録者数			新規登録者数			抹消者数			登録者数											
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
1 大楠西	2,378	3,017	5,395	1	0	1	6	12	18	7	12	19	13	46	59	13	10	23	0	0	0	0	0	0	2,371	3,041	5,412															
2 大楠東	1,971	2,303	4,274	2	1	3	4	7	11	6	8	14	10	14	24	17	17	34	0	0	0	0	0	0	1,958	2,292	4,250															
3 西高宮	2,823	3,353	6,176	3	1	4	4	4	8	7	5	12	9	16	25	16	17	33	0	0	0	0	0	0	2,809	3,347	6,156															
4 長丘	3,888	4,672	8,560	6	2	8	1	3	4	7	5	12	14	18	32	12	16	28	0	0	0	0	0	0	3,883	4,669	8,552															
5 長住	3,136	4,017	7,153	2	8	10	0	2	2	2	10	12	12	20	32	11	16	27	0	0	0	0	0	0	3,135	4,011	7,146															
6 西長住	1,445	1,750	3,195	1	0	1	1	2	3	2	2	4	5	4	9	4	9	13	0	0	0	0	0	0	1,444	1,743	3,187															
7 西花畑	2,873	3,215	6,088	5	0	5	1	4	5	6	4	10	7	11	18	7	5	12	0	0	0	0	0	0	2,867	3,217	6,084															
8 皿山	1,909	2,217	4,126	2	3	5	3	9	12	5	12	17	15	8	23	8	4	12	0	0	0	0	0	0	1,911	2,209	4,120															
9 花畑第一	3,087	3,506	6,593	4	4	8	7	4	11	11	8	19	6	8	14	12	14	26	0	0	0	0	0	0	3,070	3,492	6,562															
10 花畑第二	1,734	2,128	3,862	0	2	2	3	2	5	3	4	7	4	7	11	6	8	14	0	0	0	0	0	0	1,729	2,123	3,852															
11 柏原	3,527	4,027	7,554	8	5	13	2	2	4	10	7	17	11	9	20	10	8	18	0	0	0	0	0	0	3,518	4,021	7,539															
12 東花畑	2,421	2,809	5,230	0	3	3	1	2	3	1	5	6	6	9	15	8	6	14	0	0	0	0	0	0	2,418	2,807	5,225															
13 野多目南	1,719	2,083	3,802	3	2	5	2	4	6	5	6	11	5	6	11	10	7	17	0	0	0	0	0	0	1,709	2,076	3,785															
14 三宅第一	3,456	3,893	7,349	2	1	3	4	4	8	6	5	11	9	9	18	12	11	23	0	0	0	0	0	0	3,447	3,886	7,333															
15 三宅第二	3,031	3,774	6,805	2	1	3	7	5	12	9	6	15	19	26	45	24	33	57	0	0	0	0	0	0	3,017	3,761	6,778															
16 筑紫丘第一	2,358	2,908	5,266	4	1	5	3	6	9	7	7	14	15	15	30	7	23	30	0	0	0	0	0	0	2,359	2,893	5,252															
17 筑紫丘第二	1,058	1,291	2,349	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	9	17	3	6	9	0	0	0	0	0	0	1,063	1,294	2,357															
18 東若久	2,860	3,302	6,162	6	3	9	2	6	8	8	9	17	11	10	21	7	16	23	0	0	0	0	0	0	2,856	3,287	6,143															
19 若久	3,377	4,265	7,642	1	4	5	7	5	12	8	9	17	15	19	34	18	24	42	0	0	0	0	0	0	3,366	4,251	7,617															
20 玉川第一	3,758	4,876	8,634	1	2	3	10	11	21	11	13	24	22	21	43	15	30	45	0	0	0	0	0	0	3,754	4,854	8,608															
21 玉川第二	1,728	2,244	3,972	1	1	2	4	7	11	5	8	13	11	6	17	12	13	25	0	0	0	0	0	0	1,722	2,229	3,951	0	0	0	0	0	0	44	74	118						
22 玉川第三	3,194	3,496	6,690	1	2	3	13	9	22	14	11	25	18	18	36	25	16	41	0	0	0	0	0	0	3,173	3,487	6,660	※玉川第二を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第2区の選挙区に属する区域)														
23 塩原	3,189	3,764	6,953	1	1	2	7	7	14	8	8	16	10	15	25	7	8	15	0	0	0	0	0	0	3,184	3,763	6,947															
24 宮竹第一	3,356	3,452	6,808	2	5	7	8	10	18	10	15	25	18	20	38	23	23	46	0	0	0	0	0	0	3,341	3,434	6,775															
25 宮竹第二	1,955	2,050	4,005	1	2	3	5	5	10	6	7	13	6	13	19	12	9	21	0	0	0	0	0	0	1,943	2,047	3,990															
26 高木	1,843	1,979	3,822	0	1	1	2	2	4	2	3	5	8	14	22	4	7	11	0	0	0	0	0	0	1,845	1,983	3,828															
27 井尻第一	994	1,054	2,048	0	1	1	3	1	4	3	2	5	3	5	8	4	2	6	0	0	0	0	0	0	990	1,055	2,045															
28 井尻第二	1,179	1,295	2,474	1	0	1	8	8	16	9	8	17	5	8	13	12	7	19	0	0	0	0	0	0	1,163	1,288	2,451															
29 日佐	2,803	2,967	5,770	1	3	4	5	6	11	6	9	15	3	9	12	13	16	29	0	0	0	0	0	0	2,787	2,951	5,738															
30 大池	1,760	2,028	3,788	1	2	3	2	4	6	3	6	9	9	6	15	6	7	13	0	0	0	0	0	0	1,760	2,021	3,781															
31 寺塚	1,900	2,319	4,219	3	4	7	3	0	3	6	4	10	18	12	30	4	8	12	0	0	0	0	0	0	1,908	2,319	4,227															
32 東高宮	3,665	5,099	8,764	3	4	7	6	7	13	9	11	20	17	15	32	14	26	40	0	0	0	0	0	0	3,659	5,077	8,736															
33 横手	3,321	3,589	6,910	1	3	4	8	10	18	9	13	22	32	40	72	20	32	52	0	0	0	0	0	0	3,324	3,584	6,908															
34 野多目北	2,551	3,006	5,557	3	3	6	1	2	3	4	5	9	4	3	7	10	13	23	0	0	0	0	0	0	2,541	2,991	5,532															
35 鶴田	2,813	3,133	5,946	4	4	8	3	2	5	7	6	13	4	6	10	13	12	25	0	0	0	0	0	0	2,797	3,121	5,918															
36 老司	3,286	3,843	7,129	2	3	5	6	1	7	8	4	12	15	15	30	10	11	21	0	0	0	0	0	0	3,283	3,843	7,126	0	0	0	0	0	0	5	6	11						
37 弥永	2,349	2,845	5,194	3	1	4	3	3	6	6	4	10	5	5	10	4	8	12	0	0	0	0	0	0	2,344	2,838	5,182	※老司を指定在外選挙投票区に指定 (法30条の3②) (福岡県第5区の選挙区に属する区域)														
38 弥永西	3,256	3,630	6,886	3	2	5	10	11	21	13	13	26	12	18	30	8	12	20	0	0	0	0	0	0	3,247	3,623	6,870															
計	97,951	115,199	213,150	84	85	169	165	189	354	249	274	523	414	513	927	421	510	931	0	0	0	0	0	0	97,695	114,928	212,623	0	0	0	0	0	0	49	80	129						

議案第56号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する。

令和元年5月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

1 選挙人名簿の抄本の閲覧状況

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。

【参考】公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号） **※略文**

（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

第28条の4

7 選挙管理委員会は、毎年少なくとも一回、選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、申出者の氏名及び利用目的の概要等を公表するものとする。

公職選挙法施行規則（昭和25年4月20日総理付令第13号）**※略文**

（選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

第3条の4 総務省令で定める閲覧とは、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録されていたものであるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

議案第57号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）はなく、その旨を告示により公表する。

令和元年5月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の4第7項及び同法施行規則第3条の4の規定による。

【参考】公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号） **※略文**

（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

第28条の4

- 7 選挙管理委員会は、毎年少なくとも一回、選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、申出者の氏名及び利用目的の概要等を公表するものとする。

公職選挙法施行規則（昭和25年4月20日総理付令第13号）**※略文**

（選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

- 第3条の4 総務省令で定める閲覧とは、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録されていたものであるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

議案第58号

選挙人名簿の登録を行う日について

令和元年6月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者の選挙人名簿の登録を行う日を次のように定め、告示する。

令和元年5月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 小宮 文子

登録を行う日

令和元年6月3日

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第22条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第14条第1項の規定による。

(注) 選挙人名簿の定時登録に際して登録月の1日が地方公共団体の休日である場合に、登録日を直後の休日以外の日に定める場合に提出する。ただし、登録月の1日が選挙期日の公示又は告示日から選挙期日の前日までの間にあるときは、1日が休日の場合であっても、1日に登録を行わなければならない(その際の年齢基準日は選挙期日現在となる。)